【表紙】

【提出書類】	変更報告書NO.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 岡藤正広
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
【報告義務発生日】	平成25年1月30日
【提出日】	平成25年2月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約を締結をした為

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	マガシーク株式会社
証券コード	3060
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	マザーズ

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	伊藤忠商事株式会社
住所又は本店所在地	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和24年12月1日
代表者氏名	岡藤正広
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	総合商社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務部 資金・投資管理担当部長 小田佳弘
電話番号	03-3497-7138

（２）【保有目的】

政策投資 取引強化の為

（３）【重要提案行為等】

該当事項ありません

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
株券又は投資証券等（株・口）	13,640		
新株予約権証券（株）	A	－	H
新株予約権付社債券（株）	B	－	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 13,640		Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）(O+P+Q-R-S)	T		13,640

	法第27条の23第３項本文	法第27条の23第３項第１号	法第27条の23第３項第２号
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年1月30日現在）	V	21,190
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)		64.37
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		64.37

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）との間で、平成25年1月30日付で株主間契約及び公開買付応募契約を締結しています。
公開買付応募契約において、当社は、平成25年1月30日付で公表されたドコモによる株式会社マガシーク（以下「マガシーク」という。）の普通株式及び新株予約権の公開買付けにおいて、当社が所有するマガシークの普通株式13,640株のうち8,342株について、一定の条件の下で応募することを合意しております。

株主間契約においては、上記公開買付け成立後に当社及びドコモのみがマガシークの発行済株式数のすべてを取得するための手続を協力して実施することについて合意するとともに、かかる手続の完了を条件として、以下の(i)から(iv)等について合意しております。
(i)　マガシークの取締役は合計で4名又は5名とし、そのうち、ドコモが代表取締役1名を含む3名又は4名を、当社が1名をそれぞれ指名すること
(ii)　ドコモがその保有するマガシーク株式の全部を第三者に対して譲渡する際には、ドコモが当社に対して当社の保有するマガシーク株式を同時に譲渡するよう請求する権利（ドラッグ・アロング権）を有する一方で、かかる請求がない場合には、当社からドコモに対して売却へ参加させるよう請求する権利（タグ・アロング権）を有すること
(iii)　一定の条件を満たす場合には、当社が保有するマガシーク株式について、当社がドコモに対して買取を請求する権利（プット・オプション）を有し、ドコモが当社に対して売渡を請求する権利（コール・オプション）を有すること
(iv)　上記(ii)及び(iii)以外の場合にはマガシーク株式の譲渡等の処分が原則として禁止されること

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	96,562
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	96,562

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地